

**農政事務所の宅配型講座
知って得する「食」の知識
をお届けします**

毎日の食生活の中で「この食べものは安全なの?」とか「この食品の表示は信用できるのかしら?」といった疑問を持たれることも多いのではないのでしょうか。そんな疑問にお答えするため、農政事務所では、自治会やPTA、消費者団体など10人程度以上の地域グループのみなさんを対象に、ご希望の日時・場所に職員などを無料で派遣する「食の知って得講座」を実施しています。ぜひご利用ください。

講座の内容

- よくわかる食品安全
- よくわかる農薬に関する安全性の確保
- よくわかる食品のトレーサビリティ
- よくわかる食品の表示
- 気をつけてますか? 毎日の食事
- 家庭でできる食中毒予防

○お申し込み・お問い合わせ
中国四国農政局 高知農政事務所 地域第1課

☎ 34-5355

6月は高知県の「男女共同参画推進月間」です

6月は「高知県男女共同参画社会づくり条例」で「男女共同参画推進月間」と定めています。

男女共同参画というと、なんだかとても難しいことのように思っていませんか?
共同参画とは「男だから」「女だから」という固定的な考え方にとらわれないで、男女がお互いに社会の対等なパートナーとして認め合う意識を持つことなのです。

◆ **家庭では**
● 最近は結婚後や出産後も仕事を続ける女性が増えていきます。でも、いまだに家事、育児、介護など家庭のことは女性の仕事と考えている人もいます。家庭の仕事を家族みんなで協力して支えあつていくことです。

● 家や車の購入など、何か重要なことを決めるときは、パートナーと話し合つてお互いの意見を反映させることです。

◆ **職場では**

● 企画会議など意思決定の場に男女が対等に参画し、個性と能力を生かせる職場づくりをしていくことです。

● 最近は、子育てを楽しみたいと願う若い男性も増えていきます。こうした、男性も仕事と子育てがバランスよく行える職場環境を整えることです。

◆ **地域では**

● 町内会など、地域で重要なことを決める場に、男女がともに参画し、地域活動に多様な意見を反映させることです。

◆ **学校では**

● 「男の子」だから「女の子」だからという固定的な考え方にとらわれないで、ひとりひとりの個性と能力を生かせる教育を行うことです。

○ **お問い合わせ**

高知県県民生活男女共同参画課
☎ 088-823-9769
こうち男女共同参画センターソール
☎ 088-873-9100

**財団法人高知県人権啓発センター
平成20年度人権ふれあい
支援事業のご案内**

(財) 高知県人権啓発センターではNPO、ボランティア団体および民間の団体など(企業や事業所を含む)が実施する人権に関する啓発や研修の事業などに対して、一定の条件のもとに支援しています。

対象となる事業
県内で行う、人権意識の上を目的とした事業

応募資格

高知県内のNPO、ボランティア団体および民間の団体など

支援金額

支援の対象と認められた経費(50万円を限度とする)の80%以内とします。

支援対象経費

賃金、謝金、旅費、物品購入費、印刷製本費、通信運搬費、会場使用料および賃借料、その他必要な経費(社会通念上妥当または必要最小限度の額)

募集期間

8月31日(日)まで

応募に必要な書類

応募の際は、あらかじめ担当者までご連絡ください。必要な書類をお送りします。

プレゼンテーションの実施

申請者は、当センターが開催する人権ふれあい支援事業審査会に出席し、事業内容などについて短時間のプレゼンテーションを行っていただきます。

○ **応募・お問い合わせ**

財団法人 高知県人権啓発センター 企画啓発担当 矢野
☎ 088-821-4681
☒ center@kochi-jinken.or.jp
http://www.kochi-jinken.or.jp
〒780-0870
高知市本町4-1-37

当センターのじんけんライブラリーでは、人権に関する図書、視聴覚教材(ビデオ・DVDなど)の貸し出しを行っています。ご利用ください。